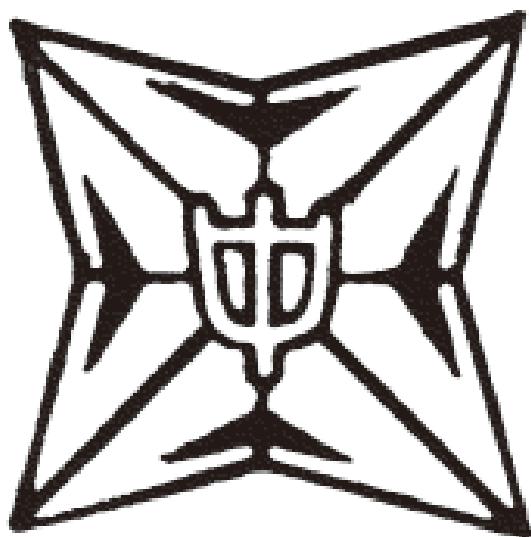


2025年度
学校生活の手引き



笠間中学校 年 組
氏名

目 次

◇ 校 歌	2
1 日課表	3
2 生徒心得	
3 服装規定	7
4 生徒会組織図	8
5 生徒会会則	9
6 専門委員会細則	10
7 生徒会役員選挙規定	11
8 学校部活動規定	11
9 応援団歌	12
10 保健室の利用	14
11 ステップ教室の利用	15
12 読書と図書館利用	16
13 毎日の清掃	18
14 購買、証明書の発行	19
15 通学道路図	20

笠間中学校校歌

作詞
高原 武臣
作曲
安藤 芳亮

ひかりさやめーくかがののは
わがまなーびーやーのあるところ
そらにとうよぶしらみねや
しおなり一ちかきこしのうみ
わかきわらがさー
いーわいをー
まもりはぐくむしぜんあり

<p>三、</p> <p>高くかかげん 世よ人のみなの 未来をはかる 才をたのめる 現し身ふかく いにしえ人の 希望建功はげむ 人生ここに 勤労はげむ 希望とたのむ 理想あり ようこびを</p>	<p>一、 あけぼの星の 真理ひとすじ タマシ聖なる 勤勞はげむ 下に立ち 思いつつ やすらぎに 知性あり 自然あり あるところ 加賀の野は 白峰や さいわ のうみ こしの海 しらみね や 潮鳴り近き 空に遠呼ぶ わが学舎の そらにまなびや ひかり 光さやめく</p>
---	--

1日課表

	通常日課	ミニ土の子 day
朝 読 書	8：15～8：30	
学級朝礼	8：30～8：40	8：15～8：25
第 1 限	8：45～9：35	8：30～9：20
第 2 限	9：45～10：35	9：30～10：20
第 3 限	10：45～11：35	10：30～11：20
第 4 限	11：45～12：35	11：30～12：20
給食準備	12：35～12：50	12：20～12：35
昼 食	12：50～13：05	12：35～12：50
昼 休 み	13：05～13：25	12：50～13：10
第 5 限	13：30～14：20	13：15～14：05
第 6 限	14：30～15：20	14：15～15：05
清 扫	15：25～15：35	
学級終礼	15：40～15：50	15：10～15：20

下校時刻

	部活動終了	完全下校
3月～ 9月	18：00	18：15
10, 11月	17：45	18：00
12月～ 2月	17：15	17：30

2 生徒心得

『きまりがある理由』

国に法律があるように、どこの社会や学校にも、集団生活を送るところには「きまり」があります。学校のきまりは、全校生徒が、安全で規律正しく、安心して気持ちよく充実した学校生活を送るために定められているものです。生徒一人ひとりが責任をもってきまりを守っていこうとする態度が大切です。このことは、将来立派な社会人の一人として生活する上で欠くことのできない大切なことです。きまりは集団や個人の向上、利益を守るためにあるものですから、内容をよく理解してしっかり守りましょう。

笠間中学校生徒である誇りと自覚をもって、学校生活を送ろう。

1. 通学

- (1) 登校後は許可なく校地外に出ない。
- (2) 決められた通学路を通り、交通ルールを守って通学する。
- (3) 決められた地域の生徒は、通学に自転車を利用してもよい。他の生徒は、歩行通学とする。

歩行通学となっている地域

笠間・北笠間・笠間新・宮保新・北島・阿弥陀島・下柏野・荒屋柏野・水澄
加賀野地区・福留のバイパスより北の地域（学校側）

- (4) 決められた時刻までに登校し、決められた時刻までに下校する。
下校時刻は、季節により異なるので、その都度明示する。
- (5) 通学途中、商店に立ち寄らない。
- (6) 自転車通学の際、必ず一列になり原則道路左側を走る。
- (7) 国道に地下道のあるところでは、必ず自転車から降りて地下道を通る。
- (8) 踏切では、一旦停止をし、自転車を降りて押して渡る。
(朝については、美川寄りの踏み切りを通る。)
- (9) 自転車の整備を常に行う。(ブレーキ、ライト、ベルなど)
- (10) 通学用自転車には、決められた登録番号札をつける。
- (11) 自転車通学は、必ずヘルメットを着用する。
※(6)～(11)の項目に違反した場合、もしくは交通ルールを守らなかった場合は、
自転車通学を禁止する。
- (12) 自転車は、決められた場所にとめて鍵をかける。

2. 服装

- (1) 本校指定の制服を正しく着用する。(服装規定P. 7)

※制服の下のセーター等は、地味で高価でないものを着用する。

(カーディガンは不可)

※制服の下のポロシャツやセーター等は、制服からはみ出ないものを着用する。

ポロシャツのすそは、ズボンに入れること。

(スウェットやトレーナー等、胸当てからはみ出るものは不可)

※くつ下は、白、黒、紺、灰などの目立たない色とする。(ワンポイントは可)

- (2) 制服の胸に本校指定の名札をつける。

- (3) 襟章(男子)、バッジ(女子)は定められたところにつける。

- (4) カバンは、リュックサックなど両肩で背負うものとする。

(色は派手でないもの)

- (5) 防寒具は、派手でなく中学生らしい端正なものを着用する。
- 学生コート、ダッフルコート、ピーコートなど
 - 部で購入したウィンドブレーカー、ジャンパーなど
- ※手袋、マフラー、ネックウォーマーなども可。
- (6) 通学ズックは、本校指定のものを着用する。体育の外履きと兼用とする。(P7 参照)
- (7) 内履きズックは、本校指定のものを着用する。(P7 参照)
- (8) 冬季の履き物について
- スノトレか長靴が望ましい。
 - 防寒、防水を目的とした実用的なものであること。
 - 華美、高価でないもの。
- (9) 頭髪は
- ①学習や運動をする際に支障がないこと。
 - ②不潔にならぬようさっぱりしたものとし、特に目立つような形やかざりはしない。
(おしゃれと見られるような髪型や社会通念に基づいていないものは不可とする。)
- ※社会通念…社会一般に通用している常識のこと
まゆ毛を極端に加工しない。
頭髪の加工はしない。(パーマ、縮毛矯正、整髪料、等)
- (10) 体育時の服装は、本校指定のものを着用する。(半袖のすそは、ズボンに入れること)
- (11) 下着の色は目立たない色のものを着用する。

3. 校内生活

- (1) 礼儀
- ①来訪者や先生、友達に明るく挨拶をする。
 - ②言葉づかいは、中学生らしく正しく丁寧にする。
- (2) 学習
- ①チャイムスタートをする。
 - ②積極的に授業に取り組む。
 - ③自習時間は係の指示に従い静かに学習する。
- (3) 休憩時間
- ①次の授業の準備や教室移動を速やかにする。
 - ②教室や廊下でさわがない。
 - ③他の教室には入らない。
- (4) 清掃整頓
- ①清掃時間は全員が定められた服装で無言で時間いっぱい行う。
 - ②日頃から校内の美化につとめる。(校舎内外のゴミを拾う、教室の整理、整頓など)

(5) 集会

全校集会、学年集会、その他の集会は、指示に従い速やかに静かに集合する。

(6) 安全

- ①火災など緊急避難の必要な場合は、落ち着いて指示を聞き、窓を閉め廊下に整列し、ただちに避難する。
- ②避難に際しては「押さない、駆けない、しゃべらない、戻らない、近寄らない」をよく守り、秩序よく指示された場所に避難する。
- ③緊急時以外はベランダに出ない。

(7) 当番

当番は各学級で次の仕事をする。

- 連絡事項を伝える。
- 学級日誌を記入する。
- 教室内の整理整頓
- その他必要事項

(8) 給食

- ①給食は自分の教室で食べる。
- ②食器の取り扱いに留意し、後片付けをきちんとする。

4. 校外生活

- (1) 映画館、ボウリング場、カラオケレンタルルーム、スキー場、海や川、飲食店等へ行く時は保護者同伴とする。ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、まんが喫茶への出入りは、絶対しない。
- (2) 友人同士で旧松任市外へは行かない。
- (3) 外出の際は行き先・同伴者・帰宅時間などを家の人に告げる。尚、服装については中学生らしく派手にならないようとする。
- (4) 海水浴は、海水浴場に指定された場所で、責任ある保護者同伴のもとに行う。
- (5) 公共のルール、マナーを守る。
- (6) アルバイトは禁止する。
- (7) 友人宅での外泊は絶対にしない。
- (8) バイクや自動車の運転は絶対にしない。

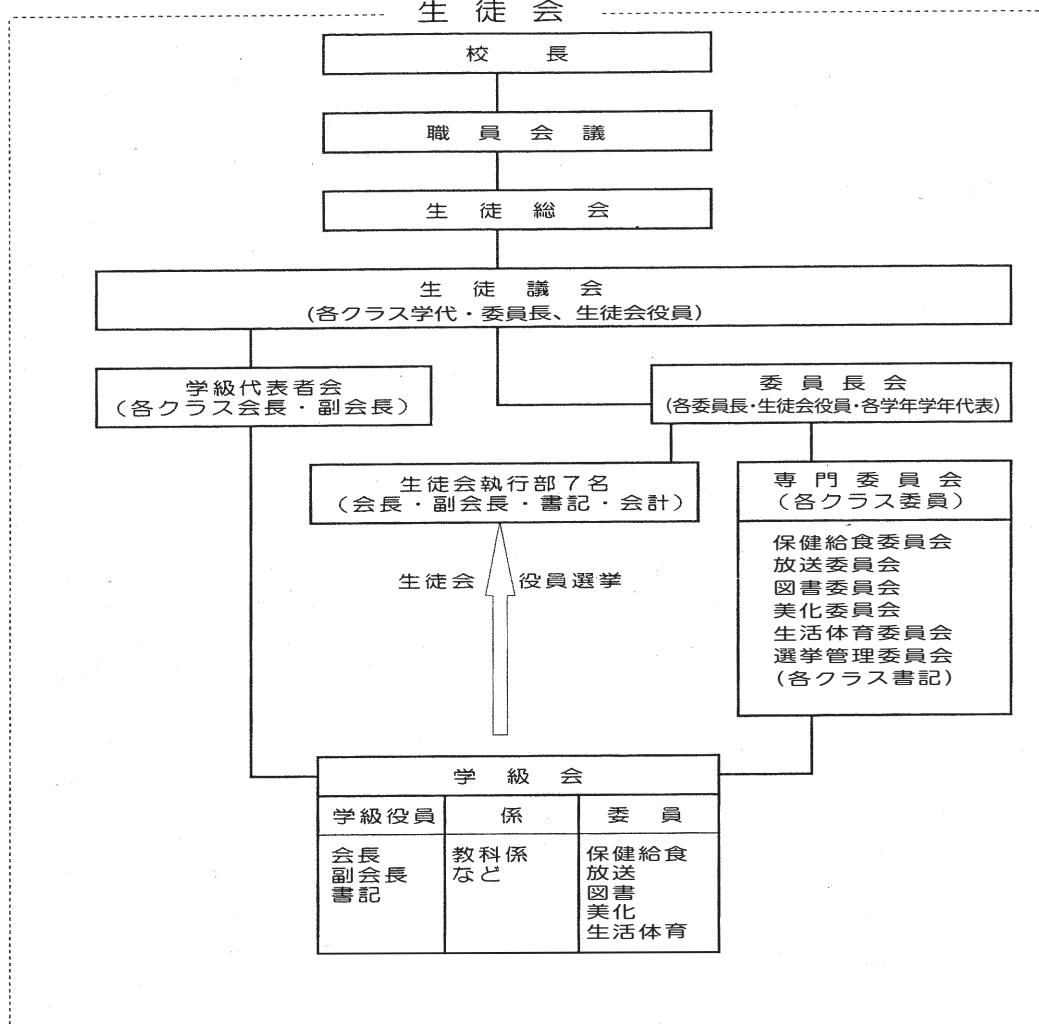
5. その他

- (1) 持ち物には必ず記名する。
- (2) 校具の使用は、係の先生の許可を受け、大切に使う。
- (3) 校舎は大切に使い、落書きをしたり破損させたりしない。
- (4) 中庭は内履きで中庭側玄関から出入りする。
また、ボール等を使った遊びはしない。なお雨天のときは使用しない。
- (5) 学校に不要な物（携帯電話、危険物、お菓子等）やお金を持ってこない。
- (6) カバン、筆箱などの持ち物に必要以上にかぎりを付けない。
- (7) 非常階段は、非常時以外は使用しない。
- (8) 欠席連絡については、以下のとおりに行う。
 - ①欠席・忌引・遅刻する場合は、必ず保護者が担任の先生もしくは学校へ連絡する。
 - ②忌引日数は次のとおりとする。
 - 父母－7日
 - 兄弟姉妹－3日
 - 祖父母－3日
 - 伯叔父母－1日

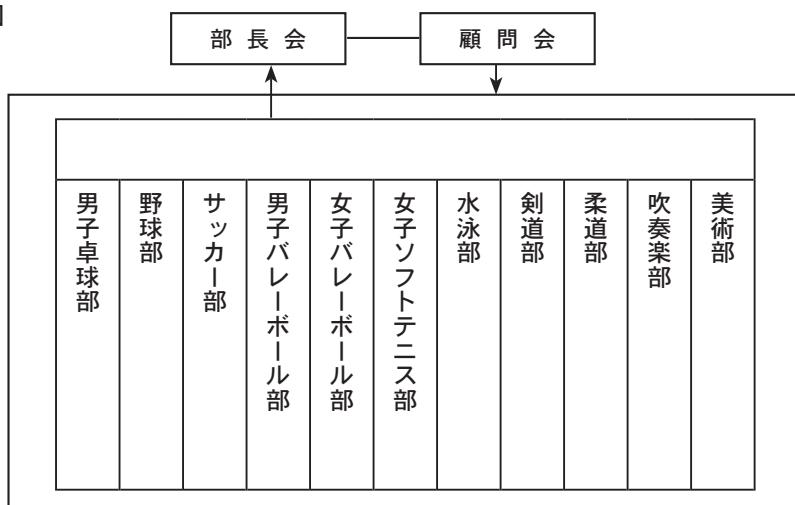
3 服装規定

	男 子	女 子	
冬 服	黒詰め襟（標準） ・襟章（右：校章、左：組章） ・名札	上 着	濃紺セーラー服 ・白線3本入り（襟・袖） ・前開き、胸当て付 ・名札 ・台紙（校章、組章）
	ストレート	ズボン スカート	ひだスカート（膝の隠れる長さ）、 スラックス
	長袖ポロシャツ ・Kの刺繡入り ※ポロシャツの裾はズボンに入れる	その他	紺三角ネクタイ
合 服	長袖ポロシャツ ・Kの刺繡入り ・名札 ※ポロシャツの裾はズボンに入れる	上 着	夏セーラー服の上に カーディガン ・名札
	冬服に同じ	ズボン スカート	冬服に同じ
		その他	
夏 服	半袖ポロシャツ ・Kの刺繡入り ・名札 ※ポロシャツの裾はズボンに入れる	上 着	夏セーラー服 ・名札
	冬服に同じ	ズボン スカート	冬服に同じ
運動 服	長袖・長ズボン 半袖・短パン (いずれも学校指定)		長袖・長ズボン 半袖・短パン (いずれも学校指定)
	〈入学前に購入して下さい〉		
ズ ツ ク	校内用：ラッキーベルシューズ アクト502 白／ブルー、L B S - 301H 赤(1年生) 通学体育兼用：教育シューズ G T - 4500 白／白(靴底は黒)またはベルフィールド61 白 冬季通学用スノトレ：教育シューズ S T - H V 1 白 (推奨品)		
靴下	白、黒、紺、灰色など目立たない色とする。（ワンポイントは可）		

4 生徒会組織図



○部活動組織図



5 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 この会は白山市立笠間中学校生徒会とする。

第2章 目 的

第2条 この会は会員の総意に基づく自治活動により次の事柄を行い、学校の教育・行事に協力し、会員相互の連絡と生活向上を図ることを目的とする。

1. 有意義な学校生活を送るための文化、体育、厚生、教養活動の推進。
2. 学校規律の向上

第3章 会 員

第3条 この会の会員は、笠間中学校の全生徒と全教職員により構成する。

第4章 生徒会役員

第4条 この会の役員は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名とする。

第5条 役員は全会員の無記名投票により選出される。

第6条 役員の任期は一期とする。ただし、再選を妨げない。

第7条 会長はこの会を代表し、また、この会の決定する事項の執行責任者である。

第8条 副会長は会長を助け、必要のあるときはその代理をする。

第5章 生徒総会

第9条 生徒総会は全会員の4分の3以上で成立し、その議決は出席者の過半数で決める。

第10条 生徒総会は次の事柄を行う。

1. 生徒会活動についての意見交換・活動の承認
2. その他必要な事項

第11条 生徒総会は各期1回開催する。または代替の委員会報告及び生徒議会による議決を行う。会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第6章 生徒議会

第12条 生徒議会は、各学級代表2名と各委員会の委員長、生徒会役員で構成され、生徒会の目的達成のために必要な議決をする。

第13条 生徒議会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数で決める。

第14条 生徒議会では、各学級から各委員会や生徒会本部への意見や要望の伝達、意見交換等を行う。

第15条 生徒議会では、意見や要望をもとに、定例の委員会活動を行うための準備を行う。

第7章 専門委員会

第16条 この会の目的を達成するために各種の専門委員会をおく。

第8章 部長会

第17条 必要に応じて部長会を開く。

第9章 最高決定権

第18条 校長は生徒会の活動に関わるすべての問題に対し、最高決定権を有する。

第10章 会計

第19条 この会の経費は、会費及び寄付金による。

第20条 年度末までに生徒活動部の監査を受け、校長に報告しなければならない。

第11章 会則の修正

第21条 会則の修正案は職員会議に提案され、3分の2以上の多数決によって可決される。

第12章 会則の承認

第22条 会則は生徒総会を通じ、施行される。

第13章 補則

第23条 役員選挙方法、専門委員会細則、部規定は別に定める。

6 専門委員会細則

第1条 生徒会専門委員会として次の委員会を置く。

学級代表者会 図書委員会 保健・給食委員会 生活・体育委員会 美化委員会
放送委員会 選挙管理委員会

以上のほかに必要に応じて他の委員会を設けることができる。

第2条 専門委員会は、次の任務を中心に活動する。

学級代表者会	学年の生徒活動に関すること。
図書委員会	図書館運営や読書活動に関すること。
保健・給食委員会	健康な学校生活と給食に関するここと。
生活・体育委員会	規則正しい学校生活に関するここと、体力向上と体育行事に関するここと。
美化委員会	校内外の美化・緑化に関するここと。
放送委員会	学校放送に関わること。
選挙管理委員会	生徒会役員選挙規定に関するここと。

第3条 委員会には、全生徒が前・後期いずれかに所属することが望ましい。

第4条 委員会の活動内容・活動計画は、生徒議会での承認を得て実施することとする。

第5条 委員会は月1回開催を原則とし、また、必要に応じて隨時開くことができる。

7 生徒会役員選挙規定

第1条 会長、副会長、書記、会計各候補は、推薦者4名以上の署名がある立候補届を出さなければならない。

第2条 各学級の書記は、選挙管理委員を兼任する。選挙管理委員会には次の係をおく。係は兼任できる。

委員長 副委員長 書記 開票係 会場設営係

第3条 選挙管理委員会は、次の任務を行う。

1. 選挙告示（立候補届出期日、開票期日および場所）
2. 立候補者名簿の作成と、公示
3. 選挙規定や禁止事項などの公示
4. 違反行為の審査
5. 選挙準備および当選者の決定

第4条 各候補者は定められた期間内に、選挙運動を行うことができる。

第5条 当選は次のとおり決定する。

1. 有効投票数の最多数を得たものをその当選者とする。
2. 得票が同じである場合は再投票により、当選者を決定する。
3. 信任投票の場合は過半数の得票をもって信任するものとする。

第6条 有効無効の判断が困難な場合は、委員会の多数決によって決める。

第7条 選挙異議申し立て期間は、投票日より、一週間とする。

第8条 転出、その他の事情で役員の不足が生じた場合は補欠選挙を行うものとする。

8 学校部活動規定

第1条 学校部活動（以下部活動）は興味や関心を共有する生徒で組織し、相互の協力によって各自の能力や個性を伸長させ、充実した学校生活を送ることを目的とする。

第2条 地域クラブ活動等に加入して活動する場合を除き、部活動へは積極的に加入することが望ましい。

第3条 各部活動には、部長、副部長をおく。

第4条 部長は部長会に出席し、生徒会と部員との連絡にあたる。

第5条 各部活動には顧問の先生をおく。

9 応援団歌

加賀平野の一角に

作詞 中川 正則
作曲 古川 孝一

一、加賀平野の

一角に

臥薪嘗胆

幾星霜

鉄腕ふるう

時はきぬ

いざ立て奮えや

わが選手

二、あかあか燃ゆる

選手らの

希望の光

輝かしい

一挙に敵を

踏みこじり

士の子健児の

意気高し

黒き大地

作詞 村北 栄
作曲 古川 孝一

黒き大地は

新緑に

わが学舎に

春来たる

学ぶ土の子

健児らの

胸に

深く

愛校の熱血

花と競い咲く

笠中讃歌
「いざ進め！」

作詞 中川 松泉
作曲 古川 孝一

一、朝日かがやく

そびえて立てる

正氣あふれる

「不屈不撓」

いざ進め

穂波原

笠間中

健児たち

乙女たち

星のバ

星のこと

笠間中

乙女たち

いざ進め

二、夕べきらめく

希望に燃ゆる

明朗優美な

「自他敬愛」

三、年をけみして

誉も高き

師弟第一如の

「大和発展」

栄えゆく

笠間中

学園で

いざ進め

黒き大地

作詞 村北 栄
作曲 古川 孝二

J=120



くろき だいちは しんりょくに わがまなびやに はるきたる



まなぶ つちのこ けんじらのむね に ふかく



あいこう の ねつけつはなと きそいさく

10 保健室の利用

保健室は健康診断や救急処置をはじめ、健康相談（心や体の相談）、保健指導などを受けるための教室です。からだと心の健康を守るため、一人ひとりがきまりをきちんと守り利用しましょう。

応急手当を受ける場合

1. 軽いすり傷や切り傷の場合は、できるだけ自分で手当てをしましょう。手当ての仕方が分からない場合は先生に聞いてください。
2. 深い傷や出血、痛みがあるまた、顔・頭・首・目のケガの場合は小さなケガでも必ず保健室の先生の手当てや指示を受けてください。保健室の先生がいない場合は職員室の先生に申し出てください。

◇保健室での応急手当は、ケガをした当日のみです。継続的な手当が必要な場合は、翌日から家で手当をしてください。

◇休日の部活動でケガをした場合は、各部の救急箱を使用してください。

◇災害共済給付金の制度について

学校の管理下でケガをし、医療機関で治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターより治療費の一部が支給される場合があります。部活動中や登下校中のケガも適用されるので、該当者は保健室に書類を取りに来てください。

からだの具合が悪い場合

1. 腹痛や頭痛などで体調が悪い場合は、休み時間中に申し出るようにしてください。
2. 休み時間中に保健室に行く時は、原則次の授業の先生に申し出てから来てください。
3. 授業中に急に体調が悪くなった場合は、必ず授業の先生に申し出てから保健室に来てください。
4. 保健室での休養の時間は1時間を原則とします。また、その日の最後の授業（6限又は5限目）の休養は原則認めません。体調が悪い場合は早退を勧めます。
5. 保健室では原則飲み薬は使用しません。体調が悪い時に服薬が必要な人は、各自であらかじめ準備してください。また、他の人に薬をあげたり、もらったりすることはしないでください。

健康相談や保健指導を受ける場合

中学時代は、心身の成長や変化がとても著しい時期です。そのため、心身の状態にバランスを欠き、不安や悩みなどが生じやすい時期もあります。

一人で悩むのではなく、保健室に相談に来てください。授業中はあくまでも授業を受ける時間なので、できるだけ、休み時間や放課後の時間を利用してください。

発育測定について

身長、体重の測定は年に2回（4月、10月）、視力は4月、聴力は1、3年生のみ4月に実施します。保健室内の計測コーナーで身長、体重等が計測できます。使用する時は、先生に声をかけてから、計測をするようにしましょう。

11 ステップ教室の利用

あなたは毎日楽しい学校生活を送っていますか。

大人であっても子どもであっても、いつも楽しい日々ばかりとは限りません。いろいろなことで悩んだり、迷って立ち止まることもあります。中学校時代は、特に悩みの多い時期です。悩みや迷いがあっても不思議なことではありません。

- ・悩み事ができたら、誰かに相談してみましょう。
- ・迷ったら、誰かに話をしてみましょう。
- ・話をすると、気持ちや考えが整理されてきます。話していると、新しい良いアイディアが思いつきます。話しているうちに、気持ちが少し軽くなります。

例えば、次のようなことについて相談します。

1. 自分の性格、勉強のこと、部活動のこと、進路などについて悩んでいるとき
2. 友達・先生・家の人との関係で悩んだり困ったりしているとき
3. 人に疑われたり、うわさされたり、いじめられたり、また友達にそんな状態の人について悩んだり困ったりしているとき
4. その他、どんな小さなことでもかまいません

みなさんの相談については、話を十分聞き、相談した内容については、秘密を守ります。

相談のしかた

毎日、相談員が1Fのステップ教室にいます。また、週に1回、スクールカウンセラーの先生が来校しています。スクールカウンセラー来校日はステップ教室だよりでお知らせします。

特に深刻な悩みではなくても、気軽に相談しにきてください。

12 読書と図書館利用

1. 学校図書館の活用

(1) 読書について

読書は、活字離れを防ぎ、生涯にわたって豊かに生きるために読書を習慣化し、読書を通して教養を育むことを目的としています。図書館には、さまざまなジャンルの本があります。図書館の掲示・展示を活用して、いろいろなジャンルに挑戦しましょう。

(2) 調べ学習について

図書館には、たくさんの資料（本）があります。自分で課題をみつけ、事典・図鑑・年鑑などの図書館のさまざまな資料（本）を使い、課題を解決する力を養いましょう。

図書館に資料（本）がない場合は、司書に相談してください。

2. 図書館利用の心得

- ・館内では他の人の迷惑にならないように静かにする。
- ・図書はていねいに扱う。
- ・図書を無断で持ち出さない。
- ・物品を破損したり図書の紛失をしたりしない。
- ・使用後は椅子や机を整理整頓し、消しゴムのくずはゴミ箱へ捨てる。
- ・図書の返却期間を厳守する。

3. 図書館の利用について

(1) 開館時間

- ・原則として8:30～16:40まで常時開館しています。
- ・各長期休暇中の開館については、休み前に「図書館だより」でお知らせします。

(2) 貸出・返却

- ・貸出冊数：一人につき4冊まで（図書カードによる特別貸出があります）
- ・貸出期間：2週間以内
- ・貸出方法：借りたい本をカウンターに持つていけば司書が貸出処理をします。
- ・返却方法：返す本をカウンターに持つていけば司書が返却処理をします。

図書館が閉まっている場合は返却ポストを利用して下さい。

(3) 図書館のサービス

・予約・リクエスト

読みたい本が書架にないとき、読んでみたい本があるときは、図書館のカウンターにある用紙に記入して下さい。本が到着次第、図書館からお知らせカードで連絡します。期日までに取りに来なかった場合は無効になります。

- ・ レファレンス
授業や個人で調べたいテーマの資料がなければ、司書に相談して下さい。資料の提供や手配をします。

(4) その他

- ・ 図書館からのお知らせや新刊紹介は図書館が発行する図書館だよりや掲示板を使って行いますので、十分に利用して下さい。
- ・ 図書委員はカウンター業務の手伝い、図書館行事などを担当します。

※ 図書館のことわざわからないことがあれば司書にたずねて下さい。

4. 朝読書について

始業とともに朝読書が行われ、静かに一日の学習がスタートします。忙しい中学生にとって、この時間は新しい発見や出会いのある貴重な時間です。朝読書の時間にたくさんの本を読みましょう。

(1) 時間

- ・ 8:15～8:30(15分)

(2) ルール

- ・ 学校図書館の本を読む
- ・ 机の上には何も出さない
- ・ 静かに読む

(3) 読む本

- ・ 活字の本を読む（コミック・雑誌・コミックエッセイ・クイズ等の本、さし絵の多い本は読まない）

13 毎日の清掃

整った環境で学校生活を送るために、感謝の気持ちを込めて、丁寧な掃除に取り組みましょう。

清掃手順

1 清掃準備（授業終了後すぐに始める。）

- ①各自の椅子を机の上に乗せ、机を前に出す。
- ②各自の教室で、清掃のしやすい服装になる。女子生徒は、体操服(下)に履き替える。
- ③各自、必要な時に My 雜巾を持って清掃場所に移動する。清掃後は教室で保管する。

2 清掃方法（清掃開始のチャイムが鳴ると同時に始める。）

「教室の場合」

- ①バケツに水をくんでくる。
- ②ほうきではく。
- ③かたくしほったぞうきんでふく。（ふき残しがないように）
- ④黒板、教卓、机、棚、チョーク台などをふく。
- ⑤ゴミを出す。（水・金）
- ⑥鉛筆削り、クリーナーなどの点検。清掃（週1回）

「トイレの場合」

- ①ほうきではく。
 - ②便器をみがく。（週1回程度洗剤を使用。）豆ピカ、サンポール
 - ③洗面台、鏡、個室のかべをふく。
 - ④トイレットペーパーや黒色ゴミ袋を補充する。（保健室前の棚から持っていく）
 - ⑤ゴミを出す。（水・金）
- ※週1回、スポンジワイパーで床をふく。

「手洗い場の場合」

- ①スポンジでステンレスをみがく。（週1回程度クレンザーを使用）
- ②ぞうきんで台の上をふく。（水ぶき）
- ③ぞうきんで鏡をふく。（からぶき）
- ④排水口のゴミをとる。
- ⑤せっけんの点検・補充。（保健室前の棚から持っていく）

3 反省会の実施（清掃終了のチャイムが鳴るまで、清掃場所を離れない。）

【内 容】

- 「今から、掃除の反省会を始めます。」
- 「丁寧に取り組むことができましたか。」
- 「チャイムで始め、時間いっぱい掃除に取り組めましたか。」
- 「自分の担当場所を、隅々まできれいにできましたか。」
- 「掃除用具はきちんと片付けましたか。」
- 「My 雜巾を持ちましたか。」
- 「班長からの一言。」
- 「これで反省会を終わります。礼。ご苦労さまでした。」

◆ゴミ捨てについて

- ・美化委員会の生徒が、水・金曜日にゴミを回収する。(1～4階)
- ・ゴミ袋は2種類。(ゴミ袋は事務室まで)

①透 明	教室ゴミ用、手洗い場ポリバケツ用。
②黒	エチケットボックス用

◆洗剤について

- ・トイレ用洗剤、クレンザーは各掃除場所で保管する。

14 購買、証明書の発行

1. 購買について

事務室では、制服につける校章などを販売しています。無くしたり壊れたりした場合は購入してください。(R7.4.1現在)

校章 435円	組章 237円	台紙 110円	ボタン 88円
校章等ねじ 22円	裏ボタン 17円	名札 418円	
女子スカーフ 704円			

2. 証明書などの発行について

学割証、在学証明書など証明書の発行は、保護者の申請により無料で行っています。事前に発行申請書を受け取って、保護者に記入・押印してもらってから申請書を担任に提出してください。長期休業中など担任が不在の場合は事務室に直接提出してください。個人情報の載った証明書類になりますので取り扱いに十分気を付けましょう。

15 通学道路図

2025. 4月

(注)

加賀笠間駅北側の踏み切りは
交通量が多いため、自転車通
学者は利用しない。ただし、
下校時は時間帯が分散する
ため通行してもよい。

